⑻　介護保険法（平成９年法律第123号）第201条の２第１項に規定する被保険者番号等
⑼　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する個人番号
⑽　その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

規則第２条

個人情報の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第１条第１号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。

規則第３条

削除

規則第４条

令第１条第10号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

⑴　健康保険法（大正11年法律第70号）第３条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号
⑵　船員保険法（昭和14年法律第73号）第２条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号
⑶　出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第２条第５号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号
⑷　出入国管理及び難民認定法第19条の４第１項第５号の在留カードの番号
⑸　私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第１項に規定する加入者等記号・番号等
⑹　国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の２第１項に規定する組合員等記号・番号等
⑺　地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の２第１項に規定する組合員等記号・番号等
⑻　雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第３号）第10条第１項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
⑼　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第71号）第８条第１項第３号の特別永住者証明書の番号

「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして政令に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる（２－１（個人情報）参照）(※)。

具体的な内容は、政令第１条並びに規則第２条及び第４条に定めるとおりである。

⑻　介護保険法（平成９年法律第123号）第12条第３項の被保険者証にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号
⑼　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する個人番号
⑽　その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

規則第２条

個人情報の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第１条第１号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。

規則第３条

令第１条第８号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、同号に規定する被保険者証の番号及び保険者番号とする。

規則第４条

令第１条第10号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

⑴　健康保険法（大正11年法律第70号）第３条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号
⑵　船員保険法（昭和14年法律第73号）第２条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号
⑶　出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第２条第５号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号
⑷　出入国管理及び難民認定法第19条の４第１項第５号の在留カードの番号
⑸　私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第１項に規定する加入者等記号・番号等
⑹　国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の２第１項に規定する組合員等記号・番号等
⑺　地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の２第１項に規定する組合員等記号・番号等
⑻　雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第３号）第10条第１項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
⑼　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第71号）第８条第１項第３号の特別永住者証明書の番号

「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして政令に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる（２－１（個人情報）参照）(※)。

具体的な内容は、政令第１条及び規則第２条から第４条までに定めるとおりである。